

重要事項説明書

1 事業者

事業主体	医療法人美甘会
代表者	竹内義明
所在地	岡山県真庭市本郷1819
電話番号	0867-44-3161
併設事業所	・勝山病院 ・介護医療院わたぼうし ・わたぼうし居宅介護支援事業所 ・訪問看護ステーションわたぼうし ・ヘルパーステーションわたぼうし ・デイサービスセンターわたぼうし ・託児所たんぼぼ

2 事業所の概要

事業所名称	看護小規模多機能型居宅介護事業所わたぼうし
管理責任者	富永隆弘
開設年月日	令和3年3月31日
事業所番号	3393400258
所在地	岡山県真庭市本郷1819番地
電話番号	0867-44-2513

3 主な設備

宿泊室	9室（洋室8室 和室1室 個室8.7～10.75㎡）
食堂、居間、訓練室	共用
トイレ	3箇所
浴室	2箇所（普通浴槽 1、特殊浴槽 1）
台所	1箇所

4 事業所の目的と運営方針

事業の目的	医療法人美甘会が設置経営する看護小規模多機能型居宅介護事業所わたぼうし(以下事業所という。)が適正な運営を確保するための人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態等にある高齢者に対し、適正な看護小規模多機能型居宅介護サービス(以下、「サービス」という。)を提供することを目的とする。
運営方針	1 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを提供する。 2 サービスの提供にあっては、居宅サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 3 サービス利用者に対して通いサービス及び訪問サービスを組み合わせる概ね週4日以上をめざす。 4 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。

	<p>5 看護サービスの提供に当っては、主治医との密接な連携及びサービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。</p> <p>6 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境下で日常生活を送ることができるよう配慮する。</p> <p>7 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健医療、福祉サービス等との密接な連携に努める。</p>
--	---

5 事業実施地域 営業時間 定員など

営業日及び営業時間	営業日 365日 営業時間 24時間(緊急対応含む)
サービス提供時間	<p>基本時間</p> <p>通い 7:00~19:00 (利用者又は家族の都合により時間短縮、延長可能)</p> <p>泊まり 19:00~7:00</p> <p>訪問 随時</p>
通常の実施地域	真庭市
定員	登録定員 29名
	1日定員 通いサービス 15名 宿泊サービス 9名

6 職員勤務の体制

(令和6年4月現在)

職種	常勤	非常勤	職務内容	保有資格
管理者	1 (兼務)	0	事業内容の調整 苦情対応	社会福祉士・介護福祉士
計画作成者	2 (兼務)	0	サービスの調整 相談業務	介護支援専門員
看護職員	4 (兼務)	0	看護業務 訪問看護	看護師・准看護師
介護職員	10 2 (兼務)	0	日常生活介護 訪問介護 調理	介護福祉士ほか

7 サービス内容

通いサービス		事業所において、健康チェックや食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練及び医療的ケア、処置などを提供いたします。食事については、身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮し、栄養士の作成した献立にもとづいて提供いたします。
訪問サービス	看護	主治医の指示、居宅介護サービス計画書にもとづいた療養上の世話又は必要な診療の補助、機能訓練、看取りケア、食事や入浴、排せつ、医療的ケア、介護相談等を提供いたします。
	介護	食事や入浴、排せつ、買い物、掃除等の日常生活上の支援、介護相談をいたします。
宿泊		事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や医療的ケアを提供いたします。
食事提供時間		朝食 7:30 昼食 12:00 夕食 17:30 食事時間は個人の身体状況、希望等に合わせ、柔軟に対応いたします。

8 サービス計画

サービス計画書	サービス提供開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分把握し個別にサービス計画書作成します。
---------	---

サービス計画書の交付	サービス計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して十分な説明を行うとともにサービス計画書を交付し、利用者の同意を得ます。
------------	---

9 利用料金

[介護保険の場合]

(1) 保険給付サービス

①通常料金について

要介護度別に応じて定められた金額の1割又は2割、3割のご負担となります。
1ヶ月の定額制となります。

②月の途中で要介護度が変わった場合

要介護度が変わった場合は、変更前・変更後の各々の要介護度に応じて日割した負担となります。

③月途中より登録、終了された場合

月途中で登録又は終了された場合は、登録された期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

登録日：事業所と契約を締結された日ではなく、サービスを実際に利用開始された日

終了日：利用者と事業所の利用契約を終了した日

(2) 1月あたりの利用料

① 介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担 (1割の場合)	12,447円	17,415円	24,481円	27,766円	31,408円

(3) 加算について

加算名	加算の内容	1割負担の場合
② 初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間については1日につき加算されます。30日を超える入院をされた後、再び利用を開始した場合も同様です。	1日につき 30円
③ 認知症加算Ⅱ	日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動により介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）に対応できるよう専門的研修の修了者を配置し認知症ケアの指導・研修を行っている。	1月につき 890円
④ 認知症加算Ⅲ	日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動により介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）	1月につき 760円
⑤ 認知症加算Ⅳ	要介護2に該当し、日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動や意志疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）	1月につき 470円
⑥ 緊急時対応加算	24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問、または宿泊を必要に応じて行う場合	1月につき 774円
⑦ 特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて算定	1月につき Ⅰ 500円 又は Ⅱ 250円

⑧ 総合マネジメント 体制強化加算Ⅱ	医師、看護職員、介護職員など多様な職種 と連携する為の体制構築に対する加算	1月につき 800円
⑨ ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日14日以内に2日以上 ターミナルケアを行った場合	死亡月につき 2,500円
⑩ 退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院 中又は入所中の利用者が退院又は退所す るにあたり共同指導を行った後、当該者の 退院又は退所後初回の訪問看護を行った 場合	1回600円（厚生 労働大臣の定める 状態は2回加算可）
⑪ 介護職員等処遇改善 加算Ⅲ	①の1月あたりのサービス利用料に②～ ⑩の該当加算の合算に加算	13.4%

※その他の利用可能なサービスは、福祉用具貸与 福祉用具購入 住宅改修 居宅療養管理指導 訪問リハビリテーションに限られます。

(4) 短期利用時の料金 (1日あたりの利用料)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担 (1割の場合)	571円	638円	706円	773円	839円

①加算について

加算名	加算内容	1割負担の場合
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1日あたりのサービス利用料に加算	13.4%

※短期利用時の要件

宿泊室に空きがあり、登録定員が29人に満たない場合であって、緊急やむを得ない場合。利用者の状態や利用者の家族の事情により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合。

利用の開始にあたり、あらかじめ7日以内。利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内の利用が可能。

[保険外サービス利用料]

食費	朝食 400円 昼食 600円 夕食 600円				
おむつ代	紙パンツ各種：80円 カバータイプ各種：100円 パッド（2回分程度）：30円 その他：60円				
宿泊費	1泊 1,800円				
その他必要な物	実費				
レクリエーション、クラブ活動費	利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。特別な材料代等の実費				
医療費	診察、薬など実費				
ご遺体のケア	15,000円				
その他サービス ・受診の付き添い ・入院中の世話等	受診時の付き添い等、介護保険外のサービスを希望される場合、以下の料金が発生します。但し、病状確認の為の主治医との面談及び緊急搬送は除くものとします。				
	サービス区分	提供時間			
		30分	45分	60分	以降30分毎に加算
		ヘルパーサービス	918円	1377円	2052円
看護サービス	2700円	5400円	8100円	2700円	

[利用料の支払い方法]

請求書の送付	事業者は、利用者又は家族に対しサービス提供月の末日に利用請求書を作成し、翌月10日までに送付します。利用者は毎月15日までに支払うものとします。
指定口座引き落とし	<p><取扱銀行> ・晴れの国岡山農業協同組合 ・中国銀行</p> 手続き書類を記入後、事業所まで提出して下さい。引き落とし開始までは現金での集金となります。
現金集金	期限までに利用料の支払いがされていない場合、やむを得ない特別な事情がある場合等は、現金を集金します。
領収書	事業者は、入金を確認後、領収書を発行します。

1.0 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。
平常時の訓練等	消防法令に基づき消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消化、通報及び避難訓練を少なくとも年2回は実施します。その内、年1回以上は総合訓練を実施します。
防犯、防火設備、避難設備等の概要	火災報知設備（煙感知、熱感知の作動により、消防署に通報いたします。） 消火器 非常放送設備

1.1 事故、緊急時の対応

- (1) サービス実施中に利用者の心身の状況に異常、事故、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、関係医療機関に連絡等の措置を講ずるとともに、緊急連絡先であるご家族等に速やかに連絡いたします。

1.2 協力医療機関

勝山病院	岡山県真庭市本郷1819番地 電話 0867-44-3161
飯田歯科医院	岡山県真庭市勝山243番地 電話 0867-44-2048

1.3 苦情及び要望

- (1) 提供されたサービス及び当事業所に対する苦情、要望については、下記の機関に申し立てることができます。
- (2) 苦情申し立て窓口

事業所相談窓口	担当者 管理者 富永隆弘 電話 0867-44-2513 受付時間 8:30~17:30
---------	--

公的機関

真庭市高齢者支援課	岡山県真庭市久世2927-2 電話 0867-42-1074
県国民健康保険団体連合会	岡山県岡山市北区桑田町17番5号 電話 086-223-8111

1.4 運営推進会議の設置

当事業所はサービスを提供するにあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、内容等についての評価、要望、助言を受けるため運営推進会議を設置しています。

構成	利用者代表 利用者の家族代表 民生委員 地域住民代表者 真庭市職員 当事業所について知見を有する方
開催	おおむね2ヶ月に1回開催します。

1 5 秘密の保持

- (1) 事業者及び従業者は正当な理由がない限り、利用者又は利用者の家族の秘密を洩らしません。
- (2) 職員は事業所退職後も秘密保持の責任が継続されます。

1 6 個人情報の取り扱い

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者並びに家族等の個人情報を、医療上もしくは関係機関との連携を図る等、正当な理由がある場合に予め同意を得た上でその情報を用いることや、必要な情報を収集することがあります。

1 7 身体的拘束等

身体的拘束の禁止	事業所は身体的拘束を行いません。
緊急やむを得ない場合	利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族に身体拘束についての説明を行い、「身体拘束に関する同意書」に記名押印を受けた時にのみ、その条件と期間内にてのみ身体拘束等を行うものとします。
身体拘束等を行った場合の記録	その態様及び時間、その際の利用者の心身状態、緊急やむを得ない理由を記録します。

1 8 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権擁護、虐待防止等に関する責任者を選定し、必要な体制を整備します。 ・ 成年後見制度の利用支援をします。 ・ 虐待の防止を啓発・普及するための職員研修を行います。 ・ 職員は、利用者に対して身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待をしません。
------	--

1 9 第三者評価の実施の有無 無

2 0 サービス利用にあたっての留意事項

保険証の提示	サービス利用の際は、介護保険被保険者証、医療保険証等の確認をいたします。
設備・器具の取り扱い	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損した場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
宗教活動等	事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。